

環境影響評価調査計画書審査意見書

「(仮称)八王子高尾商業施設計画」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
舛添 要一

記

第 1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：大和ハウス工業株式会社
代表者：代表取締役社長 大野 直竹
所在地：大阪府大阪市北区梅三丁目 3 番 5 号
- 2 対象事業の名称及び種類
名 称：(仮称) 八王子高尾商業施設計画
種 類：自動車駐車場の設置
- 3 対象事業の所在地
計 画 地：八王子市東浅川町 5 5 0 - 1 他
駐車台数：約 2,000 台

第2 意見

【大気汚染・騒音・振動共通】

計画地周辺には、住宅、保育園及び小中学校等があり、工事の施行中における建設機械の稼働や工事用車両の走行、施設供用後における来店車両等による自動車交通量の増加に伴い、大気汚染及び騒音・振動など生活環境への影響が予想される。

また、計画地周辺では他の商業施設の開設も予定されており、来店車両等による自動車交通量の増加による交通渋滞、生活道路への車両の進入や通学児童等への安全確保等についても懸念されている。

このため、来店車両等の予測に当たっては、各道路における予測地点の交通容量及び将来交通量を具体的に示した上、予測条件を設定すること。

なお、交通渋滞の発生が予測される場合には、適切な対策を検討すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、環境影響評価調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。